⑸　工事概算数量
ＡＬＷＳ型情報板　９面
ＢＬＷＳ型情報板　16面
ＢＣＬＷＳ型情報板　２面
ＢＬＷ型情報板　２面
ＣＬＷＳ型情報板　５面
ＤＬＷ型情報板　17面
ＤＳＬ型情報板　３面
ＥＬ型情報板　６面
ＪＬＷＳ型情報板　13面
ＫＬＷＳ型情報板　２面
所要時間情報板　４面
図形所要時間情報板　３面
路側情報板（縦型）　26面
路側情報板（横型）　20面
混雑情報板（本線）　６面
可変式速度規制標識　72面

⑹　工期　契約締結日の翌日から540日間

⑺　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　紙入札方式の場合⑽の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「交通情報設備工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること）。

⑶　施工実績　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）遠方の中央監視制御設備から制御監視が可能な可変式屋外表示設備（ＬＥＤ仕様）を公共施設（道路・鉄道・空港又は河川等）に設置を実施した工事
ｂ）供用中の自動車専用道路において本線車線規制（ランプ規制、路肩規制を除く）を実施した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。
①　本工事は建設業法の電気通信工事業（電気工事業は該当しない）であり、専任の主任技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に該当する主任技術者とする。
専任の監理技術者については、建設業法の電気通信工事業（電気工事業は該当しない）に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成12年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事　遠方の中央監視制御設備から制御監視が可能な可変式屋外表示設備（ＬＥＤ仕様）を公共施設（道路・鉄道・空港又は河川等）に設置及び試験調整を実施した工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　主要設置予定機器等評価
①　主要機器の製造予定業者が平成12年度以降に、遠方の中央監視制御設備から制御監視が可能な可変式屋外表示設備（ＬＥＤ仕様）の納入実績を有すること。
②　主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を受け、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等を行う保守支援体制を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法
１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。
イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点
ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数